

第三次墨田区地域福祉計画（後期） 中間のまとめ（案） 概要

1 改定の理由

平成 23 年 3 月に策定した「墨田区地域福祉計画（第三次計画）」は、平成 27 年度に計画期間の中間年となるため、社会状況の変化等を踏まえ必要な改定を行う。

2 計画期間

現計画の計画期間である平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間のうち、後期 5 年間にあたる平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする。

3 計画の要点

- (1) 現計画で定められている「基本理念」及び「基本目標」は踏襲し、社会福祉制度や地域社会の変化などに対応し、新たな取り組みを加え、既存の取り組みを整理・統合する。
- (2) 現計画のこれまでの進捗状況や評価を検証する。

地域福祉の推進主体のうち区民、民生委員・児童委員、社会福祉法人（福祉施設）、社会福祉協議会などから、地域福祉の現況、評価についてヒアリング等の調査を行い、成果や課題を検証する。また、協治（ガバナンス）の考え方にに基づき、寄せられた意見を反映する。
- (3) 地域福祉において協治（ガバナンス）を進める手法として、プラットフォームの考え方を改めて定義づけ、計画の基本的な視点とする。
- (4) 区及び社会福祉協議会の事業について、地域とかがわりの深い 28 事業を「主な事業」として整理する。関連する事業については、事業名の記載を残す。
- (5) 各主体による実践を促進するため、区及び社会福祉協議会以外の各主体についても、役割と必要な取り組み、取り組みの実例を記載する。